

令和 6 年度 第 6 回香取市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 5 日

9月5日（木）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）

日程第2 議案第2号 農地法第5条（知事）

日程第3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「所有権移転」「利用権設定」「農地中間管理権設定」

日程第4 報告第1号 農地法第18条（通知）

日程第5 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

日程第6 報告第3号 農地法第4条制限除外

1. 出席委員は14名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹
6番	山	田	宏	一	7番	栗	山	雅	幸
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員 5名

5番	鈴	木	健	夫	8番	石	橋	清	勝
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄
17番	鵜	澤	幹	司					

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫
主査	菅	谷	和	美					

開会 午後 3時00分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は14名でございます。欠席委員は、5番 鈴木健夫委員、8番 石橋清勝委員、15番 富澤克彦委員、16番 菅谷樹雄委員、17番 鶴澤幹司委員ということで、したがいまして、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和6年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、3番 熱田英夫委員、14番 片野壽夫委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第6 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番、譲受人が自宅に近く耕作利便なため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、譲受人が自宅の隣接地で耕作利便なため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番、譲受人が自宅に隣接して家庭菜園を始めるのに耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

以上4件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の報告を申し上げます。

議案第1号、去る8月27日、午後3時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は4件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1 番木内委員 整理番号 1 番について、都祭推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅近隣にある耕作に利便な農地であり、通年にわたる家庭菜園として、既に野菜栽培用ハウス用地として借り受けており、引き続き自家消費用の野菜を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号 2 番、3 番について、4 番 芹川 幹委員。

4 番芹川委員 整理番号 2 番について、今泉推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続で農地を取得したものの、本人は遠方に住んでいることにより管理ができないことから、農地を処分したい意向があり、申請地の隣接地に居住し、農業経営の規模拡大と耕作の合理化を図りたい譲受人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続いて、整理番号 3 番について、今泉推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅に隣接した耕作に利便な農地であり、通年にわたる家庭菜園として、自家消費用の野菜を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号 4 番について、10 番 寺島美幸委員。

10 番寺島委員 整理番号 4 番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権設定後も農地の良好

な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは2ページから5ページで、整理番号は1番から14番です。

整理番号1番から4番は、同一事業のため一括して説明します。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

なお、開発面積が3,000平方メートルを超えるため、千葉県農業会議の諮問案件となります。

整理番号5番及び6番は、同一事業計画者のため一括して説明します。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、鉄道の駅を起点としておおむね300メートル以内に申請地が立地していることから、第3種農地と判断しました。

整理番号7番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居専用地域のため、第3種農地となります。

整理番号 8 番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居専用地域のため、第 3 種農地となります。

整理番号 9 番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

整理番号10番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、集落に接続していることから、不許可例外事由 I と判断しました。

整理番号11番及び12番は、同一事業のため一括して説明します。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

整理番号13番及び14番は、同一事業のため一括して説明します。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

以上14件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 4 班班長、飯森 孝委員。

1 2 番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は14件であります。

書類等で審査した結果、農地法第 5 条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号 1 番から 4 番について、3 番 熱田英夫委員。

3 番熱田委員 整理番号 1 番、2 番、3 番、4 番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

なお、1 番から 4 番は同一案件のため、一括して説明いたします。

場所は、〇〇から〇〇〇に向かう〇〇に〇〇〇〇という〇〇があります。その〇〇〇の〇〇の〇になります。〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等の造成は行いません。

排水は、雨水のみで、敷地内で浸透処理とし、周囲にフェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条、農用地利用集積計画の各案件について、概要を説明します。

案件につきましては、6ページの整理番号1番から7ページの整理番号2番までが利用権設定、8ページの整理番号1番から24ページの整理番号469番までが農地中間管理権設定です。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第3号、農地中間管理権設定の整理番号11番から24番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号11番から24番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号11番から24番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第3号、農地中間管理権設定の整理番号381番から386番、394番から398番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、農地中間管理権設定の整理番号381番から386番、394番から398番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号381番から386番、394番から398番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の25件の案件を除く446件について、審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の25件の案件を除く446件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の25件の案件を除く446件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は8件です。

◎日程第5 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は3件です。

◎日程第6 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法第4条制限除外について、除外件数は2件です。

以上、報告します。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時40分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人